

保育園における与薬について

椎名町ちとせ保育園

R2. 2月版

保育園は健康なお子さんをお預かりする集団生活の場です。風邪・下痢等の急性疾患で薬を必要とする健康状態の時は、家庭でしっかり静養していただくことが、お子さんの最も早い回復につながります。

内服が必要な場合は、保育園に通っていることを医師に告げ、朝・夕の2回処方または3回投与が必要なときは朝・帰宅後・寝る前にしていただき、ご家庭で服薬をお願い致します。やむを得ず、保育時間内の薬の服用が必要と医師が判断した場合に限り、保護者様に代わって看護師（不在時は園長または主任）が与薬を行わせていただきます。ただし、土曜保育の与薬については、お受けできません。



＜薬について＞

お預かりできる薬

- ・喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、けいれん疾患等慢性期の薬
- ・おむつかぶれの薬
- ・保育中のケガの薬

上記で医師の処方によって病院・薬局で調剤した薬

お預かりできない薬

- ・市販薬（保護者の個人的な判断で持参した薬およびスキンケア用品）
- ・家庭保育することが必要な急性期の病気に対する薬（一般的にいう解熱剤、下痢止め、風邪薬）
- ・点眼薬・点鼻薬・点耳薬など誤飲につながりやすい薬
- ・今まで内服したことがない薬
医師から処方後、家で内服した、または今までに同じ薬を飲んだことがある場合はお預かりすることができます。
- ・「熱が出たら……」「咳が出たら……」「発作が起きたら……」というように症状を判断して与えなくてはならない頓服薬

※内服薬は、処方発行日から与薬日数以内のものに限ります。

外用薬は、処方発行日から2か月内のものに限ります。

※ホクナリン等の貼付薬を貼付して登園される場合には、貼薬に名前と日付を記入して背中に貼ってください。登園時に貼っていることを職員に伝えて下さい。

※喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、けいれん疾患等慢性期の薬の主治医による与薬や処置についての指示を書いた薬剤指示書は1年毎にご提出をお願い致します。

※与薬依頼書は3か月毎にご提出をお願い致します。

※薬剤や薬量が変更になる場合は、薬剤指示書、与薬依頼書、薬剤情報提供書（お薬の説明書）をあらたに提出をお願い致します。

＜薬をお預かりする時＞

- ① 医師による薬剤指示書
- ② 保護者様による与薬依頼書
- ③ 薬剤情報提供書（お薬の説明書）
- ④ 医師が処方した薬

以上の4点セットでお預かり致します。

- ・内服薬は昼の当日分（1回分）のみ、液（シロップ）も別容器に入れて1回分のみお持ちください。
- ・薬はジップロック等の袋に入れて持参頂けると助かります。
- ・1回分の薬の袋、液（シロップ）の容器に名前（フルネーム）と日付を記入してください。
- ・外用薬のチューブや容器には名前（フルネーム）を記入してください。
- ・ホクナリン等の貼付薬は新しいテープにも名前と日付を記入してください。

※「医師による薬剤指示書」については、文書料が発生してしまうかもしれませんがご了承ください。

外用薬は、午睡前に1回分のみ塗布します。月曜日から金曜日まで保育園でお預かりして、金曜日に保護者様に返却して、月曜日に再度お預かり致します。（ご家庭の分の薬がない場合は、毎日返却しますので声を掛けてください。）

食物アレルギー、けいれん疾患の薬については個別相談の上、別書類にてお預かり致します。



＜与薬の流れ＞

- ① 薬4点セットを事務室か担任に手渡しで渡し、双方で確認します。
- ② 看護師（不在時は園長または主任）が昼食前／後に投薬します。
- ③ 降園時に看護師または担任から薬の空袋または容器を保護者様に返却致します。返却時に保護者様に書類にサインを頂きます。
- ④ 延長保育時間帯（18:16～19:15）は、延長保育の保育士が返却致します。

書類は事務所に御座いますので、必要時お声掛けください。



☆内服用のゼリーやジュースなどはお預かりできませんが、家庭での飲ませ方、例えば水で溶かす、スプーンを使うなどお知らせください。